

第15回 （仮称）市民センター建設市民懇談会 会議録

- 1 日 時 令和6年5月9日（木曜日） 14：00～15：20
- 2 場 所 福島市役所 4階庁議室兼防災対策室
- 3 出席者 山口哲子会長、池澤龍三委員、菅野廣男委員、引地洲夫委員、
北田稔委員、阿部隆夫委員、佐藤祀男委員、阿部國治委員、
原田紀之委員、木暮照正委員、霞朝子委員、阿部勢津子委員、
菅野真委員
- 4 内 容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 5 概 要 議事内容について事務局説明後、質疑応答・意見交換
- 6 委員の主な発言

○委 員

資料4頁2の(1)に一般の利用枠と登録団体の利用枠とあるが、この団体数はどのくらいあるのか。例えば市民会館を定期的に利用している団体の数とか中央学習センターの登録団体の数等はわかるのか。

○事務局

中央学習センターの登録団体は約150団体ある。

○委 員

市民会館を現在利用している団体の中にも、申請をすれば中央学習センターの登録団体となりうる団体はあるのか。

○事務局

市民会館を現在利用している団体であっても、中央学習センターに登録する要件を満たす場合、登録申請をしていただければ、登録団体となる団体はあると承知している。

○委 員

現在、一般の利用者の中でも申請をすれば、登録団体として申請することが可能で、全額減免になると理解してよいのか。

○事務局

お見込みのとおり。

○委 員

市民会館の利用者に対して、使用料がかからなくなるためには中央学習センターに登録の申請をした方がいいですよ、とアナウンスしてもよいのか。

○事務局

現在、市民会館をご利用になっている利用者が中央学習センターの登録団体になると使用料がどうなるかについては、これから周知させていただきたい。なお、市民センターの予約方法に関しては、現在の利用者だけでなく、市民の皆様に対して広く周知したいと考えている。

○委 員

行政の方々に対しては、利用者の利益を第一に考えていただき、きちんと伝えてもらいたい。来年にはオープンすると思うので、それまでの期間を利用して、市民会館からも団体の方に話をしていただきたい。要するに行政の利益を一番に考えるのではなく、利用する人の利益を最優先に考えていただきたい。

○事務局

市民会館の利用者の中には、以前は学習センターに登録をしていたが、登録をやめて市民会館を使うようになったという方もいると聞いている。今後、利用方法が詳細に決まり次第、広報していきたい。

○委 員

その点は、最終的に利用団体の方で判断をすべきことだと思うが、行政として利用団体が選択できるような案内をしていただきたい。

○委 員

資料5頁の予約のイメージについて、10日に使う場合に3日前までに申請をしないと使用はできないということか。利用者にとっては、当日の午前中に申し込んで午後からの使用も可能だと非常に利便性があるような気がするが、どうなのか。

○事務局

今の学習センター条例上で、申請を3日前までとしており、それに合わせている。町会などについては、全額免除と考えているが、一般の申請の場合には料金が発生するため、その支払期限を3日前までとしている。

○委 員

条例で定められているということだが、できることなら取り外して、午前中に申し込めば午後からの使用も可能だというような方法もあっていいのではないかと思う。

○委 員

予約方法の案について、2ヶ月前からとあるが、団体の活動によっては年間計画を定めている場合、事前に会場を押さえておかないといけない場合の特例などはあるのか。

○事務局

通常の利用に関しては資料5頁に記載のような流れでお願いしたいと思うが、例えば、大会とかの大規模な催しものや講師の日程を半年、1年前に押さえないといけないようなものについては、別途ご相談いただければと思っている。

○委 員

先ほどの委員の補足にもなるが、オンラインでの申請に加えてオンライン決

済もするということであれば、昔のように現金徴収をしているわけではないので、当日は無理としても前日までは認めるとか、決済ができるのに使用はできないというのも現代ではどうなのか。条例上でどうなっているかはわからないが、運用面でできるのであれば、まずは試行的にやってみて段階を踏んで実施するとか、やり方もいろいろとあると思うので、ぜひそういった方向で進めてみてはどうか。

○事務局

オンラインでの申請・決済もできるが、これまでの紙での申請、現金での支払いも引き続きできるので案のとおり考えていたが、当日空いているのに使えないということが望ましいかも含めて、こういった運用がよいのか検討させていただきたい。

○委 員

資料 8 頁にある、営利目的とか入場料を徴収する場合には3倍の使用料とするということは、すでに条例で決まっていることなのか。

○事務局

今後制定予定の条例で規定することとしており、市内の他の公共施設でも同様に規定している内容で、そことのバランスを取って検討してきた。

○委 員

民間の立場からすれば3倍取られてもあまり高くない金額の設定なのだろうと思う。今回、ランニングコストを利用者の方で賄うという前提と聞いたので、先ほどから議論している減免が増えれば増えるほど、その収入が減るわけなので、逆に営利目的とか入場料使用料される場合は、もう少し金額を高くしても使う人は使うと思うし、減免の分を賄うような仕組みを計算してもよいのではないか。

○委 員

駐車場の使用料案に関して東側にある本庁舎の駐車場も土曜とか日曜、特に福島競馬の開催のときに競馬に行く方に利用されているケースを目の当たりにしているが、東側の駐車場の取扱いも、西側の庁舎の駐車場と同じ扱いになるのか。

○事務局

同じ取扱いにしたいと考えている。

○委 員

資料 11 頁の使用料減免について市民にとってはありがたいが市財政にとってはありがたいことではないという側面もあると思う。また、その他の公的団体の中に町会とあり、福島市内に 865 の町会があるなかで市民に平等だという点はわかるが、制限なく開放して、利用が集中した場合に対応できるのか。枠を設けるのは平等の原則に反するが、何らかの対策を講じてないとパンクする可能性もあると思うので少し慎重に考えてもよいのではないかとことを意見として述べる。

○委 員

老人クラブも減免の団体に該当するのか一応確認したい。また、町内会を含めたその他の公的団体もすべて団体として登録する必要があるのか。

○事務局

老人クラブについては、現時点で全額免除にしたいと考えている。また、老人クラブ等のその他公的団体も登録するのかどうかについては、現行の学習センターの運用上では必ずしも登録しなければならないわけではないので、そのあたりも踏まえて検討していきたい。

○委 員

その他の公的団体として町内会などとあるが、各々の地区には各々の学習センターがあり、原則的にはそこを使っているのだから、市民センターの減免団体として中央地区の町会とかに限定するやり方はできないのか。中央地区だけでも相当の数があるなかで、各地区から入り込まれると狭き門になるので、できれば既存の施設があるところは入り込めないとか、有料にするとか検討してもらいたい。

○事務局

その点については検討させていただきたい。

○委 員

一方で、各方部においても会場の確保が難しく、中央地区は中央学習センターがあるからいいね、という意見もあり、平等に取り扱わなければならない行政の立場も考えるとなかなか大変だと思うが、中央地区の町会の意見も踏まえて、市の方に検討いただきたい。

○委 員

町内会の使用料の全額免除という項目について、このように整理していただいたことに対しては大変喜ばしく感じている。今は各町会の活動も低迷状態になっているが、その原因は、町会の会員同士のコミュニケーションを図る場が薄らいできているということがあると思う。市民センターを集会の場として活用し、その中でコミュニケーションをたくさん取ることができる機会を与えていただけるということは嬉しいこと。コミュニケーションを図ることで地域の課題がいろいろと出てきて、町内の活動も少しずつ動いていくと思うので、やはりこの項目は案ではなくきちんと実行に移してほしい。

○委 員

渡利学習センターも新しくなった関係で、以前は 39 くらいの登録団体だったが、今では 70 近くになった。以前は他の学習センターに登録していた団体が新たに登録している場合もある。また、他の学習センターに登録している場合でも空いていれば無料で利用することができている。その点については、今度の使い方を聞くと課題と感じており、先日、渡利の学習センターの総会場で館長に質問したが、中央学習センターが他の館に影響を与える状況になっている。ここは少し考えるべきでないかなと思う。

高齢化社会で健康寿命の増進を図るには、学習センターに来てもらうことが必要と、皆さんに訴えている中で、他の学習センターの利用が有料となってしまうことに関しては課題が残ると思っており、私も含めて、皆さんも心配されていると思う。あくまでも空いている時間を利用するわけで、施設としても、いかに利用させるかが一番大事だと思うので、そういうことを踏まえてこの部分は調整をお願いしたい。地区館に与える影響がないように検討してもらいたい。

○事務局

中央学習センターの登録団体が、市民センター以外の学習センターを利用する場合は原則有料とするというところだが、例えば、中央学習センターの登録団体が6月10日に会場を使いたい会場が埋まっていたりどこも使えないといった場合には、利用できないということがないように、他の学習センターを利用しても全額免除で利用できるようにしたいと考えている。その点、資料12頁の②番の下、※印に記載している。

○委 員

教育委員会の判断により、免除の取扱いを可能にするところがあるが、館長同士のコミュニケーションを図り、免除の取扱いについてもきちんとした対応を図られるようお願いしたい。

○会 長

学習センターを利用するなかで、年に一回、1,000円を団体に負担しているが、それはどういうことか。

○事務局

それは使用料ではなくて、各学習センターの利用団体連絡協議会という登録団体に構成している団体の年会費だと思われる。

○委 員

公共用財産と公用財産の違いについて教えてもらいたい。

○事務局

公共用財産とは、市民の皆さんの利用に供するような、広く皆さんにお使いいただくような施設というところで、公用財産とは、例えばその庁舎のように市の業務で使うような施設といったイメージになる。

○委 員

となると、市民広場もエントランスホールも公共用財産とした方がよいのではないかと思う。もしくは庁舎内のエントランスホールは公用財産で、少なくとも庁舎の前の広い広場は公共用財産と分けるのが、普通というか、民間から考えるとそういうふうに分けるべきではないのかと思った。この言葉の使い方について違和感があったが、委員の皆様はどう考えるか。

○事務局

市民センター1階から3階の部分については公の施設として残りは庁舎として位置付けたが、そもそも公の施設とは市民の皆様にご利用いただくような施設になるが、エントランスと市民広場については、オープンスペースになるので、そこを公の施設してしまうことで管理上、不都合が生じる場合があることから、このような整理とさせていただいた。

○委 員

公共用財産であっても公用財産であっても、管理規程をきちんと決めてやると思うので、公共用財産だから何でもいいわけではないというのはもちろんわかっているが、私もそういった知識がないのでできれば専門知識を有する委員にそのあたりのご意見をいただきたい。

○委 員

行政財産とした事務局の提案の通り、庁舎というのは建物だけで成立している訳ではなく、仮に建物のエントランスを自由にどこかの団体に使われてしまうと、庁舎という機能が果たせない恐れがあり、結局市民に多大な迷惑がかかる可能性もあり、防犯上とか災害時にも管理規程上できちんと管理する空間として、行政財産の中でも特に公用財産として管理を厳しい状態にしておくことは、良いことだと思う。一般の方が使用料さえ払えば自由に使える空間にしておく必要はあまりないと思う。とはいえ、全く使えないと書いている訳でもなく、支障がない範囲内で活動することはできるので、市民にとって不利益が生じる話でもないと思う。

○委 員

建物の名称は非常に重要になってくると思う。いつ名称の議論がされるのか。

○事務局

（仮称）市民センターの名称については、前回の市民懇談会の中でお示しさせていただいたところだが、現在の本庁舎は庁舎棟、今工事している建物については複合棟という通称とし、複合棟の中に市民センターという施設が入るようにしたいと事務局では考えており、今後、議会に条例として提案する際には、「市民センター」という名称で進めたいと考えている。

また、愛称についても検討させていただいたが、複合棟に庁舎と市民センターと2つの機能が入った建物になるので、市民センターの愛称をつけることで、建物全体の愛称と捉えられることも危惧されたため、まずは市民センターという名称でスタートし、そのあと実際に市民の皆様にお使いいただいた中で、何か愛称があった方がいいというようなご意見等があれば検討していきたいと考えている。

○委 員

中央学習センターという名称、看板についてはどうなるのか。

○事務局

中央学習センターがこちらに移転してきて、名称を残して運営いただくようになるが、サインの部分となる表札に関しては現在、検討しているところであり、どういったサインがいいのか、市民の皆様にはわかりやすいサインとして参りたい。

○委 員

中央学習センターという名称は条例上に残るのか。

○事務局

学習センター条例では中央学習センターの所在地が、現在の松木町から五老内町に変わるだけになる。

○委 員

公共用財産か公用財産かということについて気にしたのは、今皆さんがお話しているような、その中央学習センターがないがしろされているのではないかというイメージが少しあったので、その辺をきちんとしたほうがよいのではないということからであった。公共用財産と言うと、私のイメージだと、例えば地区の学習センターは建物も前の駐車場も皆さんが使う公共用財産で、盆踊りもやってもお祭りをやってもいいということになると思う。もちろん制限は

あると思うが。ここを公用財産にしてしまうと、中央学習センターのお祭りができなくなってしまうのではないかというイメージになり、そうなって欲しくないなと思ってあえて話を出した。駐車場とか目の前の広場とかは、制限はあるが他の学習センターと同じようにいろんなお祭りとか自由に使えるようにしておかないと、皆さんが実際に使い始めてから、うちの地区のこういうお祭りしようと思ったらできない、というようにはなって欲しくないと思った。

○事務局

今回、公共用財産と公用財産と分けさせていただいたのは、施設管理において禁止行為を定めさせていただきたいという趣旨からである。委員からのご意見のような、地区のお祭りや地域の行事を禁止するつもりはないので、そこはご理解いただきたい。今現在、中央学習センターや他の学習センターでやっているようなことが市民広場でできなくなるということではなくて、施設の管理上で思わしくないようなものを禁止させていただきたいという趣旨。

公共用財産の施設については、簡単に禁止行為を定めることができず、最高裁まで行った判例がたくさんある。行政側で禁止行為を定める場合にどうしたらよいのか考えた時の法律的な整理として、公用財産という概念が定められており、そういった手段を残しておきたいという観点と理解していただきたい。今回、市民センターと名前をつけて、中央学習センターまで入れさせていただき、広く使っていただきたいと強く思っており、その点は委員の皆様もご理解をいただければありがたい。

—— 以上 ——